

①

結婚で新生活を始める夫婦を支援します

最大
60万円

■対象／次の要件をすべて満たす夫婦

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・婚姻届が受理された日に夫婦ともに39歳以下
- ・令和7年3月31日までに、結婚を機に南国市内で新たに住居を購入・賃借した夫婦
- ・申請時に夫婦ともに新居を住所として住民登録されている
- ・夫婦の前年の所得合計額が500万円未満
- ・南国市税と高知県税を滞納していない
- ・過去にこの補助金の交付を受けたことがない

■補助対象費用／令和6年度中に支払った住居の購入費、賃料、敷金および礼金、引越業者などへの支払費用

■補助金上限額／30万円(婚姻届が受理された日に共に29歳以下の夫婦は60万円)

■申請期限／令和7年3月31日まで

※予算がなくなり次第終了。ご不明な点があればお問い合わせください。





詳しくはこちらから

■申請・問い合わせ／子育て支援課 ☎088-880-6562

①

低所得世帯や子育て世帯への給付金

対象世帯には確認書を送りますので、提出期限までにご提出ください。

■低所得世帯への定額給付金 **受給できるのは①～③のうちいずれか1回限りです。**

	分類	給付額	対象	案内時期	提出期限
①	令和5年度非課税世帯	7万円	・令和5年12月1日時点で南国市に住民登録がある ・世帯全員の令和5年度住民税が非課税である	3月7日	5月31日 受付終了
②	令和5年度均等割のみ課税世帯	10万円	・令和5年12月1日時点で南国市に住民登録がある ・世帯の中に令和5年度住民税所得割課税者を含まない	5月28日	8月31日
③	令和6年度新非課税世帯・均等割のみ課税世帯	10万円	・令和6年6月3日時点で南国市に住民登録がある ・①または②を受給していない、令和6年度住民税所得割課税者を含まない世帯	8月から9月 案内予定	

■こども加算(子育て世帯への給付金)

分類	給付額	対象	案内時期	提出期限
①の世帯	5万円／ 児童1人	①・②のうち、平成17年4月2日以降に生まれた児童のいる世帯	6月19日	8月31日
②の世帯			5月28日	
③の世帯		③のうち、平成18年4月2日以降に生まれた児童のいる世帯	8月から9月 案内予定	

■注意事項

- ・いづれの給付金も住民税課税者の被扶養者のみで構成された世帯は、対象外です。
- ・上記給付金のいづれにも該当しない方は、定額減税・調整給付の対象になる可能性があります。
- ・以下の条件に該当する世帯は、確認書が届いていなくても上記給付金の対象となる可能性があり、申請が必要です。
 - (1) 各提出期限までに出生した新生児のいる世帯
 - (2) 学校の寮などの別世帯で生活している児童を養育している①～③の世帯
 - (3) 離婚協議やDVなどにより基準日時点での世帯状況が住民票と異なり、支給要件を満たす②～③の世帯

最新情報はホームページやコールセンターでご確認ください。

■南国市給付金室コールセンター／開設時間：平日・土日祝 8:30～20:00

☎0120-522-198 ※通話料無料

特設ホームページ▶



①

大規模災害時には「罹災証明」を発行します

りさいしょうめい

自然災害により家屋などに被害が出た場合、各種支援の申請や保険金・共済金の請求のお手続きで、下記の証明が求められた時は、担当窓口で証明を発行します。

※罹災証明などが各種手続きに必要なかどうかは、お手続き先にご確認ください。

被災した対象物	証明の種類	担当窓口	災害の種類	備考
住家 (現実に居住のため 使用している建物)	罹災証明	税務課	大規模災害	市職員などの被害調査後に発行されます。
	罹災届出証明		大規模災害 に至らない 風水害	被災場所(地図)、被災写真などをご準備して申請してください。
店舗・事務所、動産	罹災届出証明			用途や設備の種類などを担当課にご相談ください。
園芸用ハウス・農業施設	罹災届出証明	農林水産課		用途や設備の種類などを担当課にご相談ください。

※大規模災害(災害救助法などが適用される災害)かどうかは「危機管理課」にお問い合わせください。
その他申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ／税務課 ☎088-880-6554 農林水産課 ☎088-880-6559
危機管理課 ☎088-880-6575

①

定額減税補足給付金(調整給付)のご案内

令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税において定額減税が実施されています。減税しきれないと見込まれる方を対象に、差額分を給付金として支給します。

対象の方には8月中旬に支給確認書を送付しますので、申請期限までに申請してください。

■対象／次の(1)(2)に該当する方

- (1) 納税者本人と扶養親族(配偶者含む)の数から算定される減税額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方。
- (2) 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方。
(給与収入のみの方の場合は、給与収入が2,000万円以下の方)

■給付額／①と②の合計額を万円単位に切り上げた額

- ①「所得税定額減税可能額」－「令和6年分推計所得税額」
- ②「個人住民税所得割減税可能額」－「令和6年度個人住民税所得割額」

※対象者ごとに異なります

■申請方法／届いた支給確認書の内容を確認して、郵送またはオンラインで申請してください。

- ・返信用封筒にて郵送申請
- 必要事項を記入し、本人確認書類の写しと振込先金融機関口座確認書類の写し(預金通帳のコピーなど)を合わせて、返信用封筒で申請してください。
- ・オンライン申請
- 確認書記載のQRコード・URLからオンライン申請ができます。本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の写真などを添付する必要があります。

■申請期限／10月31日(木)(当日消印有効)

最新情報はホームページやコールセンターでご確認ください。

特設ホームページ▶



南国市定額減税調整給付金コールセンター 開設時間：平日・土日祝 8:30～20:00

☎0120-522-198 ※通話料無料

広報なんこく 令和6年8月号 11

10 広報なんこく 令和6年8月号